

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

香川県知事 浜田 恵 造

### 香川県規則第65号

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則（平成20年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級8級の職員 <u>100分の2</u></p> <p>(2) 改正前の職員給与条例第3条第1項第2号に規定する公安職給料表の職務の級8級の職員 <u>100分の2</u></p> <p>(3) 改正前の職員給与条例第3条第1項第3号に規定する研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員 <u>100分の2</u></p>	<p>(特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合)</p> <p>第1条 知事等の給与等の特例に関する条例（平成20年香川県条例第11号。以下「特例条例」という。）第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員は、平成18年4月1日（以下「切替日」という。）以降に給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項に規定する給料表及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第5条第1項に規定する給料表をいう。）の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員のうち、切替日の前日において給料表異動があったものとした場合に、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県人事委員会規則第9号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第26条第1項の規定の例により同日において決定されることとなる職務の級が次の各号に規定する職務の級となる職員とし、特例条例第1条第4項及び第2条第2項の100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級8級の職員 <u>100分の3.8</u></p> <p>(2) 改正前の職員給与条例第3条第1項第2号に規定する公安職給料表の職務の級8級の職員 <u>100分の3.8</u></p> <p>(3) 改正前の職員給与条例第3条第1項第3号に規定する研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員 <u>100分の3.8</u></p>

- (4) 改正前の職員給与条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表(二)の職務の級6級の職員 100分の2
- (5) 改正前の職員給与条例第3条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(三)の職務の級6級の職員 100分の2

2 特例条例第1条第4項の規則で定める職員は、前項に定めるもののほか、職員の給与に関する条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表(二)の職務の級6級の職員のうち、切替日の前日において改正前の職員給与条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表(二)の職務の級5級であった職員(切替日以降に給料表異動をした職員のうち、切替日の前日において給料表異動があったものとした場合において、同日において同表の職務の級5級に決定されることとなる職員を含む。)とし、特例条例第1条第4項の100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合は、100分の1とする。

- (4) 改正前の職員給与条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表(二)の職務の級6級の職員 100分の3.8
- (5) 改正前の職員給与条例第3条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(三)の職務の級6級の職員 100分の3.8

2 平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員(以下「差額支給職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項各号中「100分の3.8」とあるのは「100分の3.75」とする。

3 特例条例第1条第4項の規則で定める職員は、第1項に定めるもののほか、職員の給与に関する条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表(二)の職務の級6級の職員のうち、切替日の前日において改正前の職員給与条例第3条第1項第4号イに規定する医療職給料表(二)の職務の級5級であった職員(切替日以降に給料表異動をした職員のうち、切替日の前日において給料表異動があったものとした場合において、同日において同表の職務の級5級に決定されることとなる職員を含む。)とし、特例条例第1条第4項の100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合は、100分の2.8(差額支給職員にあっては、100分の2.75)とする。

#### 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。